

# 報 告 事 項 2

豊能地区3市2町への教職員人事権移譲について

平成23年4月15日

## 豊能地区3市2町への教職員人事権移譲について

平成23年4月

教職員人事権移譲に関する  
府教委プロジェクトチーム

## 目 次

1	府教委プロジェクトチームについて	1
(1)	設置の趣旨	1
(2)	検討事項	1
(3)	検討経過	2
2	想定される課題と対応方策	4
(1)	人事権移譲のメリット	4
(2)	課題と対応方策	5
(3)	対応方策の検証	6
3	人事権移譲後の府教委の役割	13
(1)	学力向上施策等	14
(2)	教職員人事への関与	14
(3)	学級編制基準、教職員定数の決定	14
4	今後想定される流れ	14
(1)	今後想定される流れ	15
(2)	特例条例の上程時期	15
[参考資料]		
	文部科学省の見解	16
	豊能地区3市2町からの検討状況報告及び要望	18
	教職員人事権関連業務	20
	大阪府内公立小中学校数等一覧	21
	大阪府行政地図	22

## 1 府教委プロジェクトチームについて

### (1) 設置の趣旨

大阪府では、地方分権を推進する観点から、市町村立小中学校等の教職員（府費負担教職員）の人事権を市町村へ移譲することの法的可否について文部科学省へ照会し、平成22年4月に「教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るといふ府費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとする事は可能」との見解が示された。

大阪府教育委員会では、この見解や人事権移譲を求める豊能地区3市2町（豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町）の動きを踏まえ、教育委員会会議や知事との懇談会等で議論を重ねたが、教職員人事権の移譲には教員採用選考や広域人事交流等において様々な課題が想定されることから、さらに検討を深めるとし、8月20日の教育委員会会議において「府教委プロジェクトチーム」の設置が決定された。

#### 【条例による事務処理の特例制度】

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(条例による事務処理の特例)

第五十五条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

### (2) 検討事項

府教委プロジェクトチームでは、教職員人事権の移譲にあたって検討すべき事項を次のとおり設定し、豊能地区プロジェクトチームでの検討内容や国の動向等を踏まえ検討を行った。

#### ① 人事権移譲における課題への対応方策

- ・採用関係
- ・広域人事交流、管理職人事関係
- ・研修関係
- ・その他（組織、人員、予算等）

#### ② 人事権移譲後の府教委の役割

- ・学力向上施策等
- ・教職員人事への関与
- ・学級編制基準、教職員定数の決定 等

### (3) 検討経過

府教委プロジェクトチームでは、府教育委員会会議や知事と教育委員の懇談会、また、知事・市町長・府教委・市町教委による「四者会議」や豊能地区プロジェクトチームの動きと連動しながら、次のとおり検討・検証を行った。

#### 【府教育委員会会議等】

- 平成22年6月24日 知事と教育委員との懇談会
- 平成22年6月24日 教育委員会会議（制度の現状、課題等の報告）
- 平成22年7月16日 知事と教育委員との懇談会
- 平成22年7月21日 教育委員会会議（移譲のプロセス案等の報告）
- 平成22年8月20日 教育委員会会議（プロジェクトチーム設置等の報告）
- 平成22年9月 1日 知事、市町長、府教委、市町教委による「四者会議」

#### 【府教委プロジェクトチーム検討経過】

- 第1回 平成22年8月20日
  - ・府教委プロジェクトチームの設置
  - ・豊能地区四者会議の開催方法 等
- 第2回 平成22年9月17日
  - ・人事権移譲にあたっての課題整理、対応方策
  - ・人事権移譲後の府教委の役割 等
- 第3回 平成22年10月25日
  - ・課題への対応方策の検証
  - ・豊能地区プロジェクトチーム「中間まとめ骨子（案）」の検証 等
- 第4回 平成23年1月13日
  - ・豊能地区プロジェクトチーム「中間報告」の検証
  - ・豊能地区首長・教育長会議の結果報告及び検証 等
- 第5回 平成23年3月11日
  - ・報告書とりまとめ
  - ・今後のスケジュール 等

一方、豊能地区3市2町では、「豊能地区プロジェクトチーム」での検討等を経て、12月19日に首長・教育長会議が開催され、平成24年4月に人事権移譲を受けることや、平成23年4月の準備室設置などが決定された。

また、この結果を受け、1月27日に3市2町から知事に対し、これまでの検討状況の報告及び特例条例の制定等の要望が行われ、知事からは、特例条例案の早期上程や財政的支援を行うことが示された。

### 【豊能地区プロジェクトチーム検討経過】

- 第1回 平成22年6月24日  
・プロジェクトチームの設置、今後のスケジュール 等
- 第2回 平成22年7月28日  
・事務の共同処理にあたっての整理、広域連携の枠組み 等
- 第3回 平成22年8月31日  
・移譲事務の整理・分析、人事権移譲の効果・課題 等
- 第4回 平成22年10月5日  
・「中間まとめ骨子（案）」の検討 等
- 第5回 平成22年11月4日  
・「中間報告」とりまとめ 等
- 第6回 平成23年3月30日  
・「年度報告」とりまとめ 等

### 【豊能地区首長・教育長会議等】

- 平成22年5月10日 教職員人事権移譲に向けた首長会議  
・プロジェクトチームの設置 等
- 平成22年12月19日 首長・教育長会議  
・平成24年4月の権限移譲、平成23年4月の準備室設置 等
- 平成23年1月27日 知事への検討状況の報告及び要望  
・特例条例の制定、技術的・財政的支援の要望 等

### 【豊能地区準備室（平成23年4月設置）】

- ・人員体制：8名（うち2名は府教委へ研修派遣）  
（豊中市4人、池田市・箕面市・能勢町・豊能町各1人）
- ・平成23年度当初予算：1,112千円  
（豊中市637千円、池田市167千円、箕面市216千円、能勢町・豊能町46千円）
- ・業務内容：① 移譲事務の準備に関すること  
府教委からの事務引継、事務マニュアルの作成、講師登録の準備、人事管理システムの整備等
- ② 教職員採用選考・管理職選考に関すること  
選考方法の検討、府教委との共同実施準備、PR等
- ③ 研修に関すること  
研修計画の策定、各市町研修担当との調整等
- ④ 事務の共同処理に関すること  
共同処理組織の検討、規約案の作成等
- ⑤ その他  
プロジェクトチームの運営、市町支援等

## 《豊能地区準備室 工程表》

事 項		23年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年4月
全体の動き		準備室設置	特例条例制定について知事と市町長の協議 市町長から市町教委への意見聴取							事務の共同 処理組織の 規約議決	予算・組織編成	関連予算の 議決 規程整備		権限移譲
移譲事務の準備 ・府教委からの事務引継 ・事務マニュアルの作成等	共同処理	府教委からの事務引継			講師登録の準備 事務手順・権限の整理 ・府教委、市町間の事務手順の整理 ・共同処理組織と市町の権限整理			事務マニュアルの作成 人事管理システムの検討		各種帳票の作成 人事管理システムの整備		関係者への 周知		業務開始
	個別処理													
教職員採用選考 ・府教委との共同実施		府教委への研修生派遣						共同実施の受験案内作成・PR活動				共同実施		
管理職選考		選考方法の検討						選考要領の作成				関係者への 周知周知	選考実施	
研 修		研修内容の検討						研修計画の策定		実施準備 ・講師、施設の確保				研修実施
事務の共同処理組織の設立		共同処理組織の検討 ・組織体制 ・意思決定方法等			規約案の立案				規約議決 例規等の整備		設立		業務開始	
その他 ・市町支援 ・プロジェクトチームの運営等		・市町の準備支援 ・プロジェクトチームの運営 ・事務引継の調整、進捗管理											PT解消	
府教委への研修生派遣(2名)	採用事務	・受験案内配布、出願受付 ・受験説明会、大学説明会 ・試験問題作成			・一次面接・筆答 ・一次結果発表 ・二次面接・筆答			・二次結果発表 ・合格者書類受付 ・次年度受験案内作成		・次年度選考大学説明会 ・合格者説明会 ・採用者データベース入力				共同実施
	給与決定事務	・新規採用者 ・講師	・賞与	・非常勤社会保険			・講師		・賞与 ・新規採用者		・新採 ・講師		業務開始	

## 2 想定される課題と対応方策

教職員人事権の移譲にあたっては、権限と責任の明確化などのメリットが考えられる一方、教員採用選考における受験者の確保や人材確保の不均衡、人事の硬直化など様々な課題が想定される。

このため、これらの課題について、豊能地区プロジェクトチームの検討内容や、現在の府教委の事務執行等を参考に対応方策を検討・検証した。

### (1) 人事権移譲のメリット

小中学校の教職員は市町村の職員でありながら、人事権は都道府県にあるというねじれが生じているため、人事権と服務監督権を一致させ、権限と責任を明確にすることが望ましい。

また、義務教育の実施主体は市町村であることから、市町村が教職員人事権を持つことにより、次のようなメリットが考えられる。

- ・住民に対し、義務教育の実施主体である市町村の権限と責任が明確になる。
- ・地域の特色ある教育に応じた人材確保ができる。(小中一貫教育、英語教育等)
- ・採用から研修、学校現場での実践的指導など一貫した人材育成ができる。
- ・教職員の地域への帰属意識がより高まる。
- ・府教委の関与がなく、人事事務をより迅速にできる。 など

## (2) 課題と対応方策

	課 題	対応方策
採用関係	・受験者の数と質の確保 (特に近年の大量採用)	・当面は府教委の教員採用選考と共同実施 ・地域の特色ある教育のPR (小中一貫教育、英語教育、環境教育等) ・受験者や合格者の意向調査
	・規模が異なる市町間での人材確保の不均衡	・小規模な自治体に配慮したセーフティネットの構築 (新規採用教員の配置方法の工夫、豊能地区としての受験者の募集 など)
	・公平性・透明性の確保 (選考方法、選考基準、試験問題の公開等)	・府教委に準じた選考方法 ・筆答問題を府教委と共同作成 ・事務の共同処理による相互チェック
	・採用選考事務のノウハウ	・府教委への研修生派遣 (H23年4月～) ・府教委からの職員派遣
広域人事交流・管理職人事関係	・人事が硬直化しない仕組みづくり (広域人事交流の仕組みづくり)	・豊能地区3市2町間の広域人事交流 ・府教委 (=府内市町村教委)、大阪市・堺市教委、他府県との人事交流
	・児童生徒数の減少に伴う教員の過員対策 ・教員の退職に伴う特定教科の欠員対策	・計画的な教員採用 ・豊能地区3市2町間の広域人事交流による過員調整
	・管理職選考における公平性・透明性の確保、広域人事交流の仕組みづくり	・府教委に準じた選考方法 ・事務の共同処理による相互チェック ・豊能地区3市2町間の広域人事交流 ・府教委等との人事交流
研修関係	・効果的、効率的な実施 (研修内容の充実等)	・事務の共同処理による効果的、効率的な実施 ・府教育センター研修の活用
	・研修施設の確保	・既存施設の活用 (市教育センター等)
その他	・権限移譲に対応した体制整備 (組織、人員、予算等)	・事務の共同処理組織の設置 (自治法に規定する管理執行協議会) ・府からの事務移譲交付金の交付 ・府教委への研修生派遣 (H23年4月～、採用事務1名・給与決定事務1名) ・府教委からの職員派遣

### (3) 対応方策の検証

#### ① 事務の共同処理による広域人事

教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的を損なわないためには、一定規模の教職員数による広域人事を行うことが必要である。

大阪府では平成16年度に教育事務所を廃止したが、旧教育事務所単位の各地区は、小規模な県や指定都市と同程度の規模を有していることから、事務を共同処理することにより、広域人事に支障はないと考える。

教職員人事権の移譲は、制度上、市町村ごとに行うことになるが、豊能地区3市2町では、広域人事を行うために次の事務を共同処理としている。

- ・ 教員採用選考…受験者の確保、均衡ある人材確保、公平性・透明性の確保等
- ・ 広域人事交流…教職員の適正配置、資質・能力の向上等
- ・ 管理職選考…公平性・透明性の確保、幅広い人材登用等
- ・ 教員研修…効果的・効率的な研修の実施等
- ・ その他…共同処理することが効果的・効率的である事務（講師登録、給与決定、公務災害等）

事務の共同処理方法については、地方自治法に基づくものと団体間の任意の協力によるものがある。

人事権に関する事務には権力性の強いものが多いことから、責任の帰属や職員の身分取扱いが明確であり、構成団体の議会の議決が必要なため安定性が期待できる地方自治法上の制度を活用することが望ましい。

また、制度の活用にあたっては、仕組みが簡便で、各構成団体の主体性が維持できるものが望ましい。

豊能地区3市2町では、上記のいずれの要件も満たす、地方自治法上の「管理執行協議会」の設置が予定されている。

なお、今後さらに検討が必要な事項として、事務の共同処理組織の詳細（組織体制、意思決定の方法等）があるが、これは「管理執行協議会」の規約案として議会の議決が必要なため、平成23年12月の市町議会に向けて、関係者の合意が得られるよう幅広く意見を聴きながら決定しなければならない。

《小規模県・指定都市（H22年国勢調査・学校基本調査から）》

県	人口	学校数		児童生徒数		教員数	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
鳥取県	588,418	146	62	32,136	16,067	2,522	1,411
島根県	716,354	245	102	37,989	19,537	3,402	1,908
高知県	764,596	269	128	38,039	17,038	3,342	2,051
徳島県	785,873	263	94	40,186	20,641	3,242	1,864
福井県	806,470	208	80	46,297	23,774	3,189	1,818
佐賀県	849,709	183	96	50,753	25,815	3,287	2,098
山梨県	862,772	207	96	47,223	24,970	3,252	1,899
香川県	995,779	188	77	55,682	26,389	3,566	2,028
和歌山県	1,001,261	287	134	54,425	27,388	3,871	2,351
秋田県	1,085,878	252	130	51,886	28,912	3,847	2,403

指定都市	人口	学校数		児童生徒数		教員数	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
岡山市	709,622	93	39	39,505	19,005	2,100	1,224
相模原市	717,561	72	37	38,117	17,947	1,901	1,127
静岡市	716,328	87	44	36,677	17,626	1,906	1,096
浜松市	800,912	109	50	45,689	21,439	2,418	1,317
新潟市	812,192	114	58	42,243	21,157	2,315	1,449
堺市	842,134	94	43	48,023	21,574	2,525	1,363
千葉市	962,130	121	58	52,848	23,585	2,659	1,486
北九州市	977,288	131	63	50,766	24,859	2,692	1,588
仙台市	1,045,903	128	65	54,750	26,218	2,968	1,714
広島市	1,174,209	141	64	66,747	29,060	3,276	1,655

[参考:大阪府各地区の人口規模等]

地区	人口	学校数		児童生徒数		教員数	
		小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
豊能	656,942	75	34	35,999	16,192	2,034	1,112
三島	1,100,440	122	58	63,859	28,100	3,472	1,802
北河内	1,185,637	134	63	68,402	32,292	3,694	2,063
中河内	853,124	94	47	47,323	22,713	2,535	1,510
南河内	635,748	82	37	36,876	18,108	2,032	1,185
泉北	340,223	38	17	23,231	10,419	1,201	644
泉南	582,277	81	35	37,628	17,555	2,047	1,144
大阪市	2,666,371	303	131	120,991	55,802	6,972	3,820
堺市	842,134	94	43	48,023	21,574	2,525	1,363
合計	8,862,896	1,023	465	482,332	222,755	26,512	14,643

## 《管理執行協議会（地方自治法第252条の2～6）》

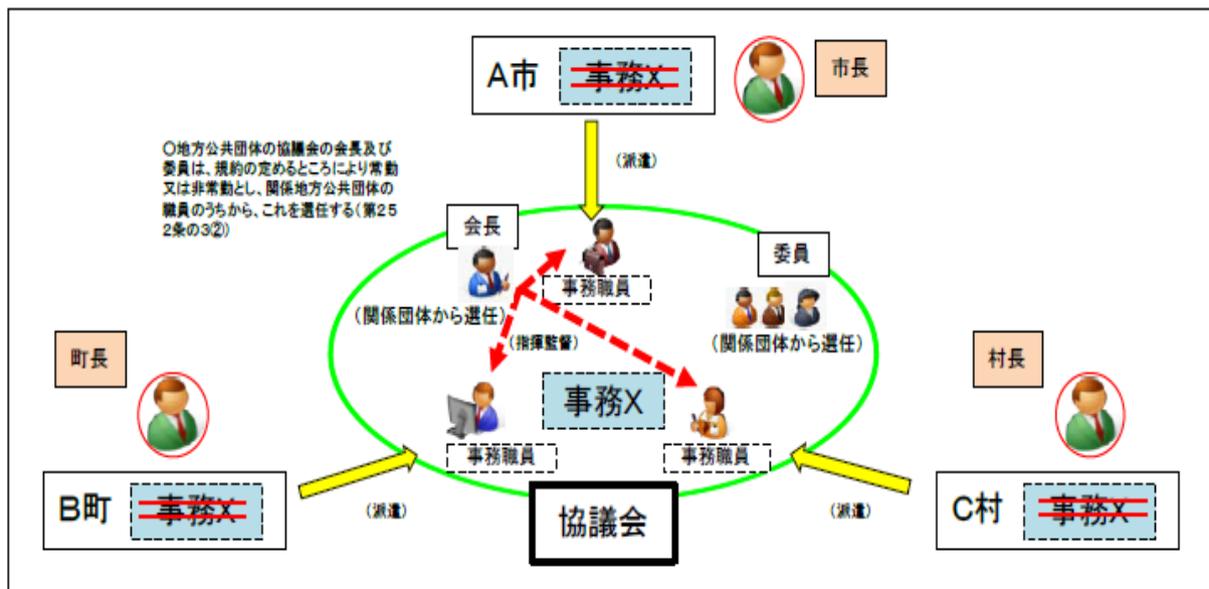
管理執行協議会は、普通地方公共団体が事務の一部を共同して管理執行する制度で、協議会が構成団体の長等の名において事務を処理し、当該構成団体の長等が管理執行したものであるものとしての効力を有する。

法人格を有しない仕組みであるため、権利義務の主体となることはできず、各構成団体は主体性を保ちつつ共同して事務処理を行う。

協議会の設置には、議会の議決を経て規約を定める必要があるため、安定性が期待でき、責任の帰属や職員の身分取扱いも明確となる。規約には、協議会の名称、協議会を設ける地方公共団体、管理執行する事務の項目、組織（定数等）並びに会長及び委員の選任方法、経費の支弁方法、事務の管理執行方法等の規定を設ける。

活用事例としては、社会教育（青少年育成施設管理等）、小中学校教育（教科用図書採択等）、農業用水管理、宝くじ発行などがある。

### 〔「事務X」を共同処理する管理執行協議会のイメージ〕



総務省「地方公共団体の事務の共同処理の改革に関する研究会」報告書より

## ② 採用関係

採用関係の最大の課題は、教員採用選考における受験者の確保である。

今後、児童生徒数の減少に伴う教員定数の減が見込まれるが、豊能地区3市2町をはじめ、現在の大阪府の教員の年齢構成は50歳代の割合が高く、定年退職者が多くなるため、数年間は多数の教員を採用することが必要である。

豊能地区3市2町が受験者を確保できるかについて、既存のデータから推測すると、平成23年度の新規採用教員の居住地域は、豊能地区在住が小学校で11.2%、中学校で13.1%となっている。（これに加え、他府県在住のうち、豊能地区と隣接する兵庫県在住が小学校で31人、中学校で13人となっている）

また、平成22年度の講師登録者の勤務希望地区は、豊能地区を第1希望とする者が小学校で12.9%、中学校で13.4%となっている。

次に、現在の大阪府内に占める豊能地区3市2町の教員数の割合を見ると、小学校で12.0%、中学校で11.8%となっており、上記の割合と概ね一致する。

これらのデータから、積極的なPRが必要と思われるものの、地元出身者や豊能地区での勤務を希望する者など、これまでの大阪府の受験者のうち一定割合が受験することが想定され、府内に占める教員数の割合（＝必要な教員数）と併せて考えると、教員採用選考に支障がない程度の受験者数は確保できると考える。

しかし、人事権移譲後も、当面は府教委と共同で教員採用選考を実施し、その間に受験者の意向調査や積極的なPRを行い、支障がないと判断した段階で豊能地区単独で実施する方向で検討すべきである。

公平性・透明性の確保については、府教委に準じた選考方法や、筆答問題の共同作成で客観性を担保することができ、また、豊能地区3市2町で事務を共同処理することにより相互チェック機能が働くと考える。

事務処理のノウハウについては、堺市の指定都市移行による事務移管の際と同様、人事権移譲前に府教委へ研修生を派遣して習得するとしており、さらに、府教委との共同実施の間に習熟することができる。

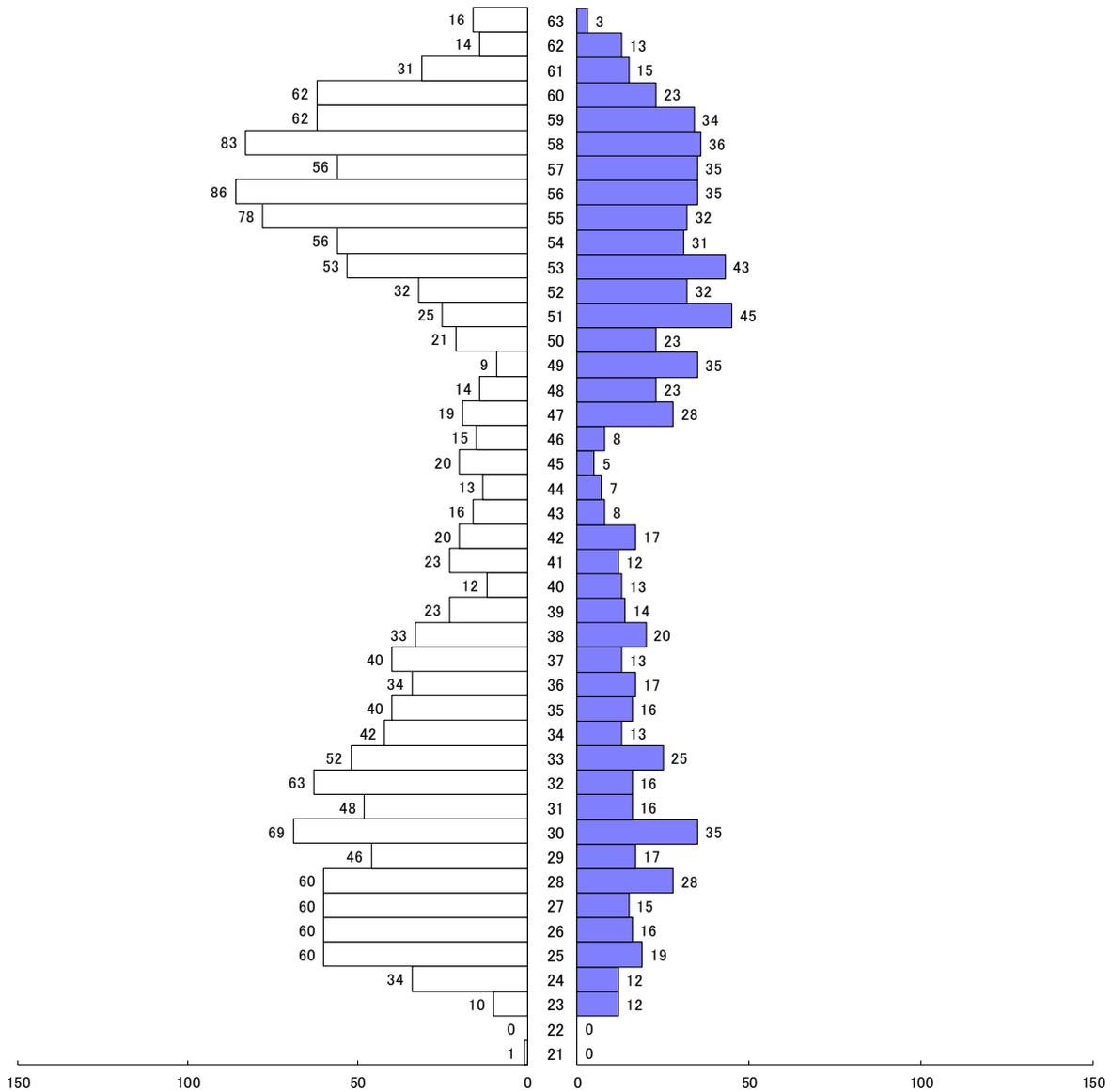
なお、今後さらに検討が必要な事項として、小規模な自治体に配慮したセーフティネットの構築があるが、具体的にどのような支障が生じるかについて、受験者の意向を詳細に分析するなど、豊能地区単独での実施に向けて慎重に検討していくべきである。

## 豊能地区公立小・中学校教諭の年齢構成

(現員:平成22年5月1日現在、年齢:平成23年3月31日現在)

小学校

中学校



小学校教諭

	再任用 含む	再任用 除く
人 数	1,611人	1,550人
平均年齢	42.8歳	42.0歳

中学校教諭

	再任用 含む	再任用 除く
人 数	860人	829人
平均年齢	45.0歳	44.4歳

### ≪大阪府内の児童生徒数の将来推計（政令市を除く）≫

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
<b>小学校</b>	313,318	306,607	299,866	294,327	289,227	285,544	282,221	280,041	279,281	277,932	276,840
対前年	▲ 4,930	▲ 6,711	▲ 6,741	▲ 5,539	▲ 5,100	▲ 3,683	▲ 3,323	▲ 2,180	▲ 760	▲ 1,349	▲ 1,092
<b>中学校</b>	145,379	148,391	148,692	148,209	145,820	143,219	139,933	136,239	132,641	130,827	129,821
対前年	712	3,012	301	▲ 483	▲ 2,389	▲ 2,601	▲ 3,286	▲ 3,694	▲ 3,598	▲ 1,814	▲ 1,006

H29年度以降の新小1年生の人数は、H21年度出生数を使用した。

《平成23年度 新規採用教員の居住地域(H23.2 現在)》

[小学校]

居住地域	人数	割合	備考
豊能	60	11.2%	
三島	117	21.8%	
北河内	97	18.1%	
中河内	81	15.1%	
南河内	84	15.7%	
泉北	37	6.9%	うち堺 12
泉南	60	11.2%	
小計	536	100.0%	
大阪市	50	—	
他府県	195	—	うち兵庫 31
合計	781	—	

[中学校]

居住地域	人数	割合	備考
豊能	48	13.1%	
三島	66	18.0%	
北河内	68	18.6%	
中河内	73	19.9%	
南河内	38	10.4%	
泉北	34	9.3%	うち堺 14
泉南	39	10.7%	
小計	366	100.0%	
大阪市	48	—	
他府県	116	—	うち兵庫 13
合計	530	—	

《平成22年度 講師登録者の勤務希望地区(H23.1 現在)》

[小学校]

希望地区	人数	割合
豊能	407	12.9%
三島	647	20.4%
北河内	578	18.3%
中河内	506	16.0%
南河内	395	12.5%
泉北	218	6.9%
泉南	339	10.7%
特になし	73	2.3%
合計	3,163	100.0%

[中学校]

希望地区	人数	割合
豊能	845	13.4%
三島	1,217	19.3%
北河内	1,127	17.9%
中河内	1,007	16.0%
南河内	760	12.0%
泉北	445	7.0%
泉南	614	9.7%
特になし	298	4.7%
合計	6,313	100.0%

《平成22年度 各地区教員数(H22.5 現在)》

[小学校]

地区	人数	割合
豊能	2,034	12.0%
三島	3,472	20.4%
北河内	3,694	21.7%
中河内	2,535	14.9%
南河内	2,032	11.9%
泉北	1,201	7.1%
泉南	2,047	12.0%
合計	17,015	100.0%

[中学校]

地区	人数	割合
豊能	1,112	11.8%
三島	1,802	19.0%
北河内	2,063	21.8%
中河内	1,510	16.0%
南河内	1,185	12.5%
泉北	644	6.8%
泉南	1,144	12.1%
合計	9,460	100.0%

### ③ 広域人事交流・管理職人事関係

市町村を越える広域人事交流については、教員の資質向上と学校運営の活性化のため、府教委が主体となり、地区人事協議会（構成：府教委、市町村教育長）や地区教職員人事主担課長会議（構成：府教委、市町村人事担当課長等）において調整を行っている。

豊能地区3市2町では、これまでも積極的に広域人事交流を進めてきているが、人事権移譲後は、事務の共同処理組織において共同で処理することから、府教委（府内市町村教委）等との調整も含め、中立的かつ安定的に行うことができると考える。

児童生徒数の減少に伴う教員の過員等については、児童生徒数の将来推計を踏まえた計画的な教員採用を行うことにより対応していかなければならない。

管理職選考の公平性・透明性の確保については、府教委に準じた選考方法や、豊能地区3市2町で事務を共同処理することにより相互チェック機能が働くと考える。

また、管理職の人材確保については、必要に応じて広域人事交流を行うことより可能であると考えます。

#### 《平成22年度当初 市町村を越える広域人事交流》

	校長・教頭					
	小学校			中学校		
	異動総数	うち広域	割合	異動総数	うち広域	割合
大阪府	453	73	16.1%	200	19	9.5%
豊能地区	55	9	16.4%	23	3	13.0%
豊中市	25	3	12.0%	13	3	23.1%
池田市	10	1	10.0%	3	0	—
箕面市	11	2	18.2%	5	0	—
能勢町	6	1	16.7%	2	0	—
豊能町	3	2	66.7%	0	0	—

	教諭・養護教諭					
	小学校			中学校		
	異動総数	うち広域	割合	異動総数	うち広域	割合
大阪府	1,423	133	9.3%	790	76	9.6%
豊能地区	151	31	20.5%	103	23	22.3%
豊中市	71	9	12.7%	45	6	13.3%
池田市	28	7	25.0%	13	4	30.8%
箕面市	30	5	16.7%	27	5	18.5%
能勢町	13	5	38.5%	12	4	33.3%
豊能町	9	5	55.6%	6	4	66.7%

#### ④ 研修関係

豊能地区3市2町のうち、豊中市は平成24年4月に中核市への移行を予定しており、人事権移譲の有無にかかわらず、地教行法第59条の規定により独自に教員研修を行うことになっている。

地区の教員数の約6割を占め、独自の研修を予定している豊中市を中心として、豊能地区3市2町が共同で研修計画を樹立することにより、効果的・効率的な研修の実施が可能になると考える。

研修施設については、既存の施設を活用するとともに、応分の費用負担により府教育センターの研修を活用することも考えられる。

##### 《平成23年度 豊能地区3市2町の新規採用教員配置数》

- ・小学校86人、中学校55人（H23.2現在）

##### 《主な施設の概要》

- ・豊中市教育センター 研修室（108人収容）、視聴覚室等
- ・箕面市教育センター 研修室（100人収容）、パソコン研修室等

#### ⑤ 組織体制の整備

豊能地区3市2町では、平成23年4月に準備室を設置して人事権移譲に向けた準備を進めており、平成24年4月には準備室を発展させる形で事務の共同処理組織（管理執行協議会）の設置が予定されている。

財政面については、大阪府知事部局において、平成24年度の人事権移譲を前提とした地方分権の推進を目的とする事務移譲交付金や市町村振興補助金の交付が検討されている。

人材育成の面では、堺市の指定都市移行による事務移管の際と同様、人事権移譲前に府教委へ2名の研修生を派遣して採用事務と給与決定事務を習得させ、他の事務についても必要に応じた研修を予定するなど、移譲事務の執行に支障をきたさないよう準備が進められている。

### 3 人事権移譲後の府教委の役割

義務教育の実施主体は市町村であり、一義的な責任は市町村教委にあると考えるが、府内の教育水準の維持向上を図る観点から、府教委と市町村教委が課題意識や方向性を共有し、それぞれの役割と責任のもと教育行政を進める。

### (1) 学力向上施策等

学力向上等の教育施策については、府教委は、目標設定や達成状況の検証など、府内全域の教育水準の向上に向けた役割を果たすため、人事権移譲後も引き続き指導、助言及び援助を行うこととする。

### (2) 教職員人事への関与

教職員人事に関する業務については、人事権の移譲を受ける各市町教委は教職員人事について権限と責任を有する任命権者となるため、人事権移譲後は、府教委は原則として関与しない。

ただし、法令違反や著しく適正を欠いている場合等は、法律の定めにより、違反の是正等を求める。(地教行法第55条第9項並びに自治法第252条の17の4第1項及び第3項)

なお、当面は移譲事務に支障をきたすことがないように、教員採用選考の共同実施や、要請に応じて府教委職員の派遣等の支援を行う。

### (3) 学級編制基準、教職員定数の決定

小中学校の学級編制については、平成24年度から市町村教委が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教委の関与を見直す制度改正が予定されている。

具体的には、都道府県教委が定める学級規模の「基準」について、市町村教委が「従うべき」とされている拘束性を緩め、「標準」としての基準となることや、市町村教委が都道府県教委に協議し、その同意が必要な仕組みを改め、届出制となる。

一方、教職員定数については、都道府県が教職員の給与費を負担していることもあり、現在のところ都道府県教委が決定する仕組みが変更される予定はないが、人事権、定数措置及び給与負担は一元化することが望ましいことから、国に検討を求めていく。

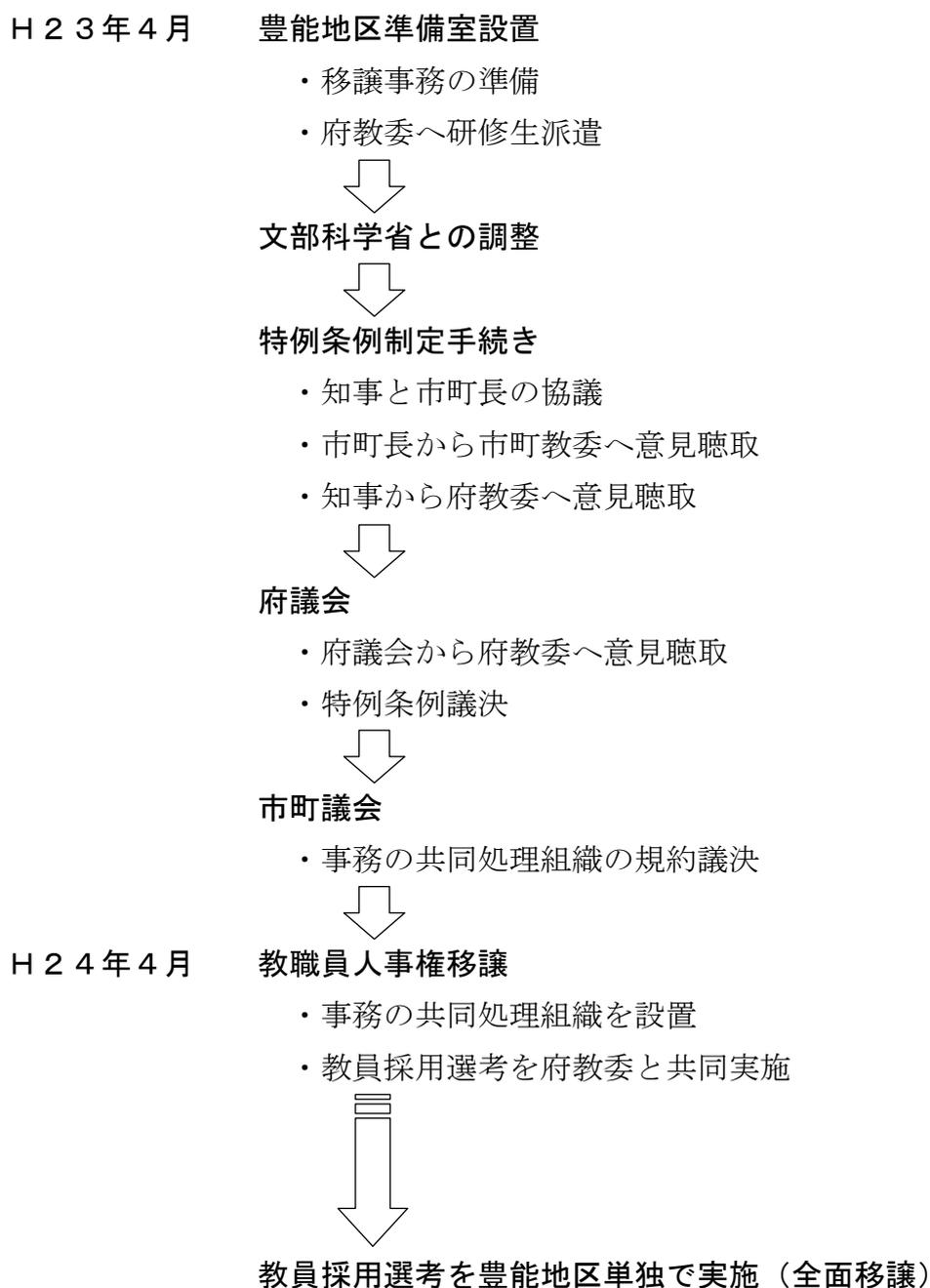
## 4 今後想定される流れ

以上のとおり、検討・検証を行った結果、人事権移譲にあたって想定される課題には概ね対応可能であると考えられ、一部、事務の共同処理組織の詳細と教員採用選考のセーフティネットの構築については引き続き検討が必要であるが、小規模な自治体に配慮するなどの方向性は定まっている。

また、豊能地区3市2町では、平成24年4月の人事権移譲に向けて、準備室が設置され、府教委へ研修生を派遣している。

このように、人事権移譲に向けての取組みは着実に進められており、今後、大阪府及び府教委としても、次のとおり特例条例の制定手続き等を進めていく必要があると考える。

## (1) 今後想定される流れ



## (2) 特例条例の上程時期

移譲事務のうち、教員採用選考は前年度中に受験案内等を作成し、受験者を確保するためのPRを行う必要がある。また、新年度に任用する講師は前年度中に募集して必要人員を確保しなければならない。

このような対外的な準備活動を豊能地区3市2町が行うためには、その根拠として特例条例を制定し、権限移譲することを決定しておくべきであり、十分な準備期間を確保するため、平成23年5月府議会又は遅くとも9月府議会には特例条例案を上程する必要がある。

平成22年4月30日

大阪府知事  
橋下 徹 殿

文部科学副大臣  
鈴木 寛

先日ご訪問いただいた折にお話のありました、県費負担教職員の任命権、市町村の学校の種類ごとの定数の決定権、学級編制基準の決定権を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項の規定に基づく条例による事務処理の特例制度の活用により市町村に移譲することについては、以下のとおり考えます。

なお、それぞれについて法制的に検討した結果は別紙のとおりですので、ご参照下さい。

**【県費負担教職員の任命権】**

- 教職員の適正配置と人事交流の円滑化により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、事務処理特例制度を活用し、市町村が処理することとする事は可能。

**【県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数の決定権】**

- 事務処理特例制度を活用することはできないが、都道府県教育委員会が定めた市町村別の総定数の中で、学校の種類ごとの定数について市町村教育委員会の希望を最大限尊重して都道府県教育委員会が定数を決定することにより、事務処理特例制度を活用した権限移譲と同様の運用を行うことが可能。

**【学級編制基準の決定権】**

- 事務処理特例制度を活用することはできないが、都道府県教育委員会の学級編制に関する基準を弾力化して、市町村教育委員会が希望する一学級の児童生徒数を最大限尊重して都道府県教育委員会が同意を与えることにより、事務処理特例制度を活用した権限移譲と同様の運用を行うことが可能。

(別紙)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第 55 条第 1 項に基づき、以下の大阪府教育委員会の権限に属する事務等に関し、条例により市町村が処理することとすることについて法制的に検討した結果は、以下のとおりである。

(ア) 県費負担教職員の任命権（地教行法第 37 条第 1 項）

(イ) 市町村の学校の種類ごとの定数決定権（地教行法第 41 条第 2 項）

(ウ) 学級編制基準の決定権（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条第 2 項）

(エ) 給与負担（市町村立学校職員給与負担法第 1 条）

(ア)について

教職員の適正配置と人事交流の円滑化等により、教育水準の維持向上を図るという県費負担教職員制度の趣旨・目的が損なわれることのない範囲において、条例による事務処理の特例制度を活用し、市町村が処理することとすることは可能である。

(イ)について

地教行法第 41 条第 2 項は、定数の決定及び職員組織と職員配置の適正化について、市町村教育委員会との関係において都道府県教育委員会が果たすべき特段の役割を規定しているものであり、条例による事務処理の特例制度を活用して市町村が処理することとすることはできない。

(ウ)について

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 3 条、第 4 条及び第 5 条は、市町村教育委員会との関係において、学級規模の適正化を図るために都道府県教育委員会の果たすべき特段の役割を定めたものであり、条例による事務処理の特例制度を活用して市町村が処理することとすることはできない。

(エ)について

市町村立学校職員給与負担法は、第 1 条及び第 2 条に掲げる市町村立学校教職員の給料その他の給与等について、都道府県の負担とすることとしているが、条例による事務処理の特例制度の対象となるのは、都道府県教育委員会の権限に属する事務であることから、この給与の負担を市町村に負わせることはできない。

大阪府知事様

### 教職員人事権の移譲について

このことについて、平成22年（2010年）4月26日付、貴職からの検討の依頼を受けて、豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町においてプロジェクトチームを設置し、検討を進めてまいりましたが、このほど別紙のとおり移譲を受けていくことの合意に達しました。

つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第1項に基づく事務処理の特例制度を活用した府費負担教職員の任命権の移譲に向けた所要の手続きを進めていただくとともに、権限移譲に伴う応分の財政的支援及び技術的支援を賜りますよう要望いたします。

平成23年（2011年）1月27日

豊中市長	浅利 敬一郎
池田市長	倉田 薫
箕面市長	倉田 哲郎
能勢町長	中 和博
豊能町長	池田 勇夫

## 教職員人事権の移譲についての合意事項

平成22年(2010年)12月19日に開催された「豊能地区教職員人事権の移譲に係る首長・教育長会議」において3市2町(豊中市、池田市、箕面市、能勢町、豊能町)が合意した事項は下記のとおりである。

## 記

## 1. 基本的な方向性

- (1) 3市2町が、大阪府から教職員の任命権の移譲を受ける。
- (2) 採用選考、管理職選考、広域人事交流及び法定研修については、広域的な人事行政を推進する観点から、3市2町が共同処理する。
- (3) 各市・町内の人事異動、法定研修以外の研修等の事務については、各市・町で個別に処理することを基本とするが、共同処理することが効果的と考えられる事務については共同処理する。
- (4) 3市2町が一体となって「セーフティーネット」を講じるとともに、各自治体の特徴を活かしながら事務を進める。

## 2. 事務経費

権限移譲後の3市2町の事務経費は、プロジェクトチームの「中間報告」を基に、今後、大阪府に対し応分の財政的支援を求めるとともに、3市2町間の費用負担を詳細に検討する。なお、大阪府からの継続的な財政措置を要望する。

## 3. スケジュール

権限移譲に向けてのスケジュールの概略は下表のとおりである。

平成23年度 (2011年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移譲に向けた準備室を豊中市に設置する。</li> <li>・事務の研修のため大阪府教育委員会事務局へ2名を派遣する。</li> </ul>
平成24年度 (2012年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月1日をもって任命権の移譲を受ける。</li> <li>・事務の共同処理の仕組みとして法定協議会を設置する。 (ただし、今後の法令等の動向によっては、「機関等(内部組織)の共同設置」とする可能性を否定しない。)</li> <li>・採用選考については、当面、大阪府教育委員会と合同で実施し、可能な限り早期に3市2町単独で実施する。</li> </ul>

## 教職員人事権関連業務

番号	項 目
1-1	採用選考に関する事務（教員）
1-2	採用選考に関する事務（事務職員）
1-3	採用業務に関する事務（教員、事務職員）
2	再任用教職員の選考・採用に関する事務
3-1	管理職任用に関する事務
3-2	管理職任用（任期付校長）に関する事務
4	首席・指導教諭の任用に関する事務
5	副主査・主査・主幹（事務職員）の任用及び栄養教諭への任用替に関する事務
6	教職員（管理職）の人事異動、人事交流等に関する事務
7	教職員（一般教職員）の人事異動、人事交流等に関する事務
8	兼務発令に関する事務
9	講師登録関係事務
10	臨時的任用職員の配置に関する事務 非常勤特別嘱託員・非常勤若年特別嘱託員、非常勤講師等の任用に関する事務
11	看護師の講師登録及び雇用関連事務
12	休職、休養、復職、退職に関する事務
13	大学院修学休業制度に関する事務
14	組合専従の許可に関する事務
15	教職員の懲戒処分に関する事務
16	教職員の分限処分に関する事務
17	公務災害・通勤災害補償申請に係る地方公務員災害補償基金への進達事務
18	新規採用教職員等に対する雇入時・採用時健康診断事務
19-1	在外教育施設派遣に係る事務
19-2	青年海外協力隊派遣に係る事務
20	社会保険（雇用保険）に関する事務
21	高齢者部分休業制度・育児短時間勤務制度に関する事務
22	「教職員の評価・育成システム」に関する「評価・育成研修者」の実施に関する事務
23-1	教職員の研修に関する事務（法定研修：本庁実施分）
23-2	初任者研修・10年経験者研修の法定研修とそれに準ずる研修（教育C実施分）
23-3	課題別研修、授業力向上研修、その他研修（教育C実施分）
23-4	民間企業等派遣研修、小中学校「理科」指導者養成長期研修
24	長期、短期自主研修に関する事務
25	指導改善研修に関する事務
26	新規採用教職員の初任給決定事務
27	教職員の昇給・昇格による給与決定事務
28	臨時的任用職員の給与決定事務
29	任命権者が決定した給与関係情報等の府教委への報告
30	障がい者である職員の任免に関する状況の通報に関する事務

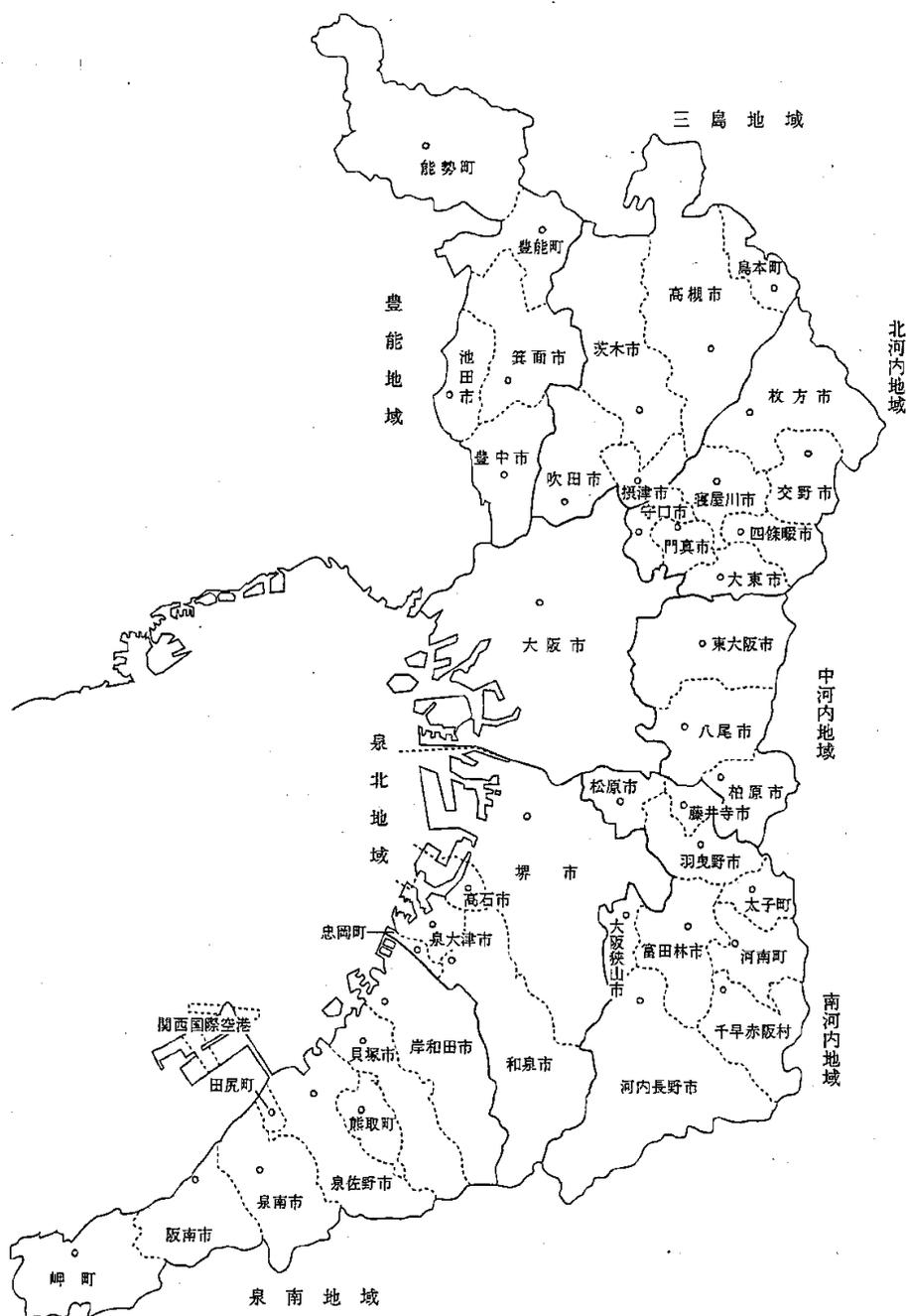
大阪府内公立小中学校数等一覽

H22.5.1

市町村名	人口	学校数			児童生徒数			教員数			
		小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	小学校	中学校	合計	
豊能地区	能勢町	11,659	6	2	8	540	388	928	83	43	126
	豊能町	21,976	4	2	6	985	586	1,571	81	49	130
	豊中市	389,359	41	18	59	21,792	9,653	31,445	1,173	638	1,811
	池田市	104,171	11	5	16	5,505	2,435	7,940	306	163	469
	箕面市	129,777	13	7	20	7,177	3,130	10,307	391	219	610
	計	656,942	75	34	109	35,999	16,192	52,191	2,034	1,112	3,146
三島地区	島本町	28,922	4	2	6	1,702	751	2,453	109	64	173
	吹田市	355,567	35	18	53	20,692	8,906	29,598	1,043	555	1,598
	高槻市	357,423	41	18	59	19,801	8,918	28,719	1,113	577	1,690
	茨木市	274,832	32	15	47	16,834	7,298	24,132	927	459	1,386
	摂津市	83,696	10	5	15	4,830	2,227	7,057	280	147	427
	計	1,100,440	122	58	180	63,859	28,100	91,959	3,472	1,802	5,274
北河内地区	守口市	146,554	18	9	27	7,753	3,889	11,642	449	272	721
	枚方市	407,997	45	19	64	23,874	11,009	34,883	1,231	652	1,883
	寝屋川市	238,244	24	12	36	13,196	6,342	19,538	704	405	1,109
	大東市	127,203	15	8	23	7,487	3,535	11,022	430	243	673
	門真市	130,368	15	7	22	7,142	3,488	10,630	414	242	656
	四條畷市	57,561	7	4	11	3,890	1,677	5,567	199	113	312
	交野市	77,710	10	4	14	5,060	2,352	7,412	267	136	403
	計	1,185,637	134	63	197	68,402	32,292	100,694	3,694	2,063	5,757
中河内地区	東大阪市	509,632	54	26	80	27,366	13,017	40,383	1,448	870	2,318
	八尾市	268,652	29	15	44	15,719	7,592	23,311	843	487	1,330
	柏原市	74,840	11	6	17	4,238	2,104	6,342	244	153	397
	計	853,124	94	47	141	47,323	22,713	70,036	2,535	1,510	4,045
南河内地区	太子町	14,215	2	1	3	1,020	497	1,517	57	34	91
	河南町	17,032	5	1	6	917	480	1,397	77	28	105
	千早赤阪村	6,015	2	1	3	259	130	389	26	17	43
	富田林市	119,454	16	8	24	6,861	3,651	10,512	383	243	626
	河内長野市	112,518	14	7	21	6,132	2,918	9,050	338	194	532
	松原市	124,400	15	7	22	7,317	3,714	11,031	400	243	643
	羽曳野市	117,702	14	6	20	7,131	3,383	10,514	377	217	594
	藤井寺市	66,174	7	3	10	3,755	1,795	5,550	194	107	301
	大阪狭山市	58,238	7	3	10	3,484	1,540	5,024	180	102	282
計	635,748	82	37	119	36,876	18,108	54,984	2,032	1,185	3,217	
泉北地区	忠岡町	18,119	2	1	3	1,188	513	1,701	62	35	97
	泉大津市	77,564	8	3	11	5,468	2,524	7,992	278	145	423
	和泉市	185,017	21	10	31	12,769	5,807	18,576	663	361	1,024
	高石市	59,523	7	3	10	3,806	1,575	5,381	198	103	301
計	340,223	38	17	55	23,231	10,419	33,650	1,201	644	1,845	
泉南地区	熊取町	45,072	5	3	8	2,913	1,305	4,218	145	86	231
	田尻町	8,084	1	1	2	579	233	812	28	19	47
	岬町	17,509	4	1	5	880	446	1,326	61	31	92
	岸和田市	199,172	24	11	35	12,645	6,202	18,847	672	397	1,069
	貝塚市	90,531	11	5	16	6,208	2,736	8,944	325	176	501
	泉佐野市	100,830	13	5	18	6,420	2,906	9,326	346	179	525
	泉南市	64,416	11	4	15	4,459	2,029	6,488	252	130	382
	阪南市	56,663	12	5	17	3,524	1,698	5,222	218	126	344
	計	582,277	81	35	116	37,628	17,555	55,183	2,047	1,144	3,191
合計(政令除く)	5,354,391	626	291	917	313,318	145,379	458,697	17,015	9,460	26,475	
大阪市	2,666,371	303	131	434	120,991	58,802	176,793	6,972	3,820	10,792	
堺市	842,134	94	43	137	48,023	21,574	69,597	2,525	1,363	3,888	
府内合計	8,862,896	1,023	465	1,488	482,332	222,755	705,087	26,512	14,643	41,155	

※平成22年国勢調査・学校基本調査

## 大阪府行政地図



### 教職員人事権移譲に関する府教委プロジェクトチーム

リーダー	教育次長
サブリーダー	市町村教育室長 教職員室長
チーム員	教育総務企画課長 市町村教育室小中学校課長 市町村教育室児童生徒支援課長 教職員室教職員人事課長
事務局	教育総務企画課、教職員室教職員人事課